



資料 4

府 食 第 9 0 2 号
平成 2 1 年 9 月 2 9 日

食品安全委員会委員長 小泉 直子 殿

リスクコミュニケーション専門調査会座長 関澤 純

リスクコミュニケーション専門調査会からの報告について

リスクコミュニケーション専門調査会では、平成18年12月14日に食品安全委員会で決定されたリスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める5項目の事項について審議を進めてきました。このうち「審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方」及び「食育」に関連して、別添1「食品安全委員会における情報提供の改善に向けた当面の取組方向」及び別添2「食育の現場におけるリスクコミュニケーションの充実に向けた食品安全委員会の取組方向」のとおり、取りまとめましたので、報告します。

別添 1

食品安全委員会における情報提供の改善に向けた当面の取組方向

平成21年9月

食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会

1. はじめに

食品安全委員会においては、これまで委員会や専門調査会を原則公開で開催するとともに、議事録の公開、全国各地での意見交換会の実施、リスク評価結果等に対する意見・情報の募集、食品安全モニター制度、食の安全ダイヤルの設置、ホームページ、季刊誌、DVD等による情報提供など、審議の経過に関する透明性の確保と幅広い情報提供に取り組んできている。

しかしながら、情報を受け取る側からは、リスク評価に関する情報のみならずリスク管理に関する内容も含めた幅広い情報提供、科学的な内容を噛み砕いた分かりやすい情報提供、多様な媒体を用いた情報提供が望まれるなど、課題も指摘されている。

平成21年3月に食品安全委員会が策定した「食品安全委員会の改善に向けて」の中でも、審議の経過に関する透明性の向上や情報提供に係る改善方向が整理されており、その策定の過程においてはリスクコミュニケーション専門調査会においても、具体的なアイデアを含めその方向性が調査・審議された。

リスクコミュニケーション専門調査会においては、食品安全委員会から当面調査・審議を求める5つの事項が示されているが、その中の一つとして、「審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方」に関するワーキンググループを設置し調査・審議するとともに、「食品安全委員会の改善に向けて」の調査・審議の過程で議論されたことも含めて整理し、より具体性をもって今後の活動に活かされるよう透明性の確保を含めた情報提供の改善という視点から、以下のように取りまとめた。

2. 検討における基本的な考え方

(1) 現状認識

食品安全委員会は、平成15年7月の設立以来、透明性の確保や情報提供に努めてきており、その基礎は一定程度できあがっていると認識しつつ、その基礎の上に立って更にこれをどのように改善していくかについて検討した。

(2) 検討の対象

検討の対象は、食品安全委員会が取り組む情報提供の改善とする。情報提供には、食品安全委員会における食品健康影響評価の結果だけではなく、審議などの過程に関する事柄も含むとする。審議や意見募集への対応状況などリスクコミュニケーションの過程についても適切な情報提供をすることにより、透明性の確保につなげていくというねらいである。また、「食品安全委員会の改善に向けて」をより具体化する形で取組みの内容を検討した。

(3) 検討にあたって留意する点

透明性の確保や情報提供にあたり、これまでのリスクコミュニケーションに関する

取組みから挙がってきた課題として、リスク評価に関する言葉や内容の難しさ、情報を提供する側の意図と受け取る側の受け止め方の違いなどがある。

従って、わかりやすい情報提供とはどのようにしたらいいか、また、受け手の反応や受け手からの情報を反映させながら情報提供するという双方向性に留意しつつ検討した。

3. 食品安全委員会の今後の取組方向

(1) 情報提供における基本事項

食品安全委員会においては、様々な場面において様々な媒体を用いて情報提供が行われるが、情報提供においては、5W1H（Who（誰に）、What（何を）、When（いつ）、Why（なぜ）、Where（どこに）、How（どのように））を常に意識して実施することを徹底する必要がある。

5W1Hを検討する過程において最も重要なことは、消費者など情報を受け取る方が何を不安に思い、何を知りたいのかを的確に把握することである。また、情報交換や情報提供のための制度やツール（食品安全モニター、食の安全ダイヤル、意見・情報募集、ホームページ、メールマガジン、プレスリリース、季刊誌等の紙媒体など）の役割や目的を明確にし（別表）、情報提供の内容と方法を具体化することが重要である。

改善例；1）情報提供のための資料を作成する際に、意見交換会で出された意見、アンケート調査、食品安全モニターや食の安全ダイヤルに届いた声などを踏まえて、消費者など情報を受ける方が何を知りたいのかを的確に把握する。

2）情報を届けたい対象を明確にし、情報の内容を選択するとともに適切な媒体を用いる。

(2) 分かりやすく、理解が深まる情報発信

イ. リスク認知を踏まえた情報提供

リスクの感じ方は、個人の心理的な要因が働くことにより、人によって異なったものになる。これまでの心理学の研究においても、リスクの感じ方（リスク認知）に影響する要因として、恐ろしさや未知性等が関係することが分かっている。

食品に関するリスク情報の提供に当たっては、多くの消費者がどのようなことに不安を感じているかなど調査や分析を踏まえ、何について説明する必要があるか提供する情報の内容を検討することが重要である。このため、リスク認知が把握できるようなアンケートなどの調査の設計と実施も必要である。

ロ. リスク管理に関する情報も含めた情報提供

消費者等の不安や疑問などは、かなりの部分がリスク管理に関係したものであり、リスク評価の内容を説明するだけでなく、リスク管理措置も含めた全体像が分かる

ような情報提供を考えることが重要である。

改善例；1) 食品安全委員会がリスク評価の結果として定めた一日摂取許容量（ADI）が、残留基準値や使用基準等のリスク管理措置にどのように結びついているか、リスク評価機関とリスク管理機関で、リスクコミュニケーションにおける役割分担なども含めて情報提供をする。

2) 関心の高いリスク評価結果がリスク管理機関に通知されるような際には、今後、どのような管理措置の検討が行われる予定なのか等の情報も含めて提供する。

3) リスク管理の実施状況の検証結果（違反の状況など）についても、関係のホームページにリンクするなど、適切な情報提供を行う。

ハ. 対象を明確にした情報提供

食品はすべての人々にかかわるモノであり、関心も人それぞれである。また、必要とする情報も、それぞれの立場、役割に応じて異なる。したがって、それぞれの関心や必要性に応じた情報の内容や提供方法が求められる。

改善例；1) ホームページにおいては、危害要因の種類、危害の程度、利用者の関心の程度などを勘案し、多様なユーザーが求める情報に的確かつ迅速にアクセスできるような検索技術の検討、一般的な情報から詳細な情報に進んでいけるような階層化を工夫する。

2) ホームページにおいて、子ども向け等の対象者を絞ったデザインやサイトを工夫する。

3) 話題になっている事案について、食品安全委員会のコメント等を記載し、話題になった時にすぐに使えるような情報提供や、伝えたい情報をすぐに見つけられるように掲載場所、レイアウトを工夫するとともに、マスメディア関係者に対しては、記事を執筆するときにより便利で実用上の有用性が高いホームページ構成の検討（(6)の2)に関連事項）などが考えられる。

4) 地方自治体や関係団体が情報提供をする際に参照したり、引用したりしやすい資料の提供。リスク評価結果の理解の助けになるように意見交換会での質疑応答をQ&A等に集約、スライド資料に解説を加えるなど情報提供を受ける方が利用しやすいよう加工した情報を提供する。

5) 一般消費者に情報提供する手段として、自治体との連携により、自治体が発行する広報誌などに掲載が進むような情報提供を工夫する。

(3) 効果的な情報提供先の選択と提供する内容

食品安全委員会から情報提供をする先としては、後述のように地方自治体、関係団体等が挙げられるが、それぞれの情報の受け手の要望に合った内容、方法とすることが重要である。そのためには、情報の受け手の特性、要望を的確に把握しなければな

らない。日常的なネットワークを通じて、連携の強化をしておくことが必要である。
以下、情報提供先の例と特性、期待できることを示す。

イ. 地方自治体

- ・市町村、さらに地域の人々にまできめ細かい情報提供が期待できる。
- ・地方自治体におけるリスク管理に関連するリスク評価内容やリスクコミュニケーション等の内容を伝えていくことが効果的と考えられる。
- ・地方自治体が行ったリスク管理やリスクコミュニケーションの事例を自治体間で共有する場を設定することも効果的と考えられる。

ロ. 消費者団体、消費者対応組織

- ・関心の高い方々に効率的な情報提供ができる。
- ・関係者からの意見・情報の収集など双方性が期待できる。
- ・特定のコミュニティーのリーダー、地域のリーダーなど、情報伝達のネットワークを通じて、きめこまかな情報の伝達が期待できる。

ハ. 学校関係者

- ・学校栄養士、家庭科、理科の教諭など、専門家を通じた情報提供が期待できる。
- ・食品の安全性に関する基本的な考え方、食品のリスク評価に関する情報、児童・生徒・学生など若い世代に伝えることができる。
- ・同時に、保護者にも情報が伝わることを期待できる。

ニ. 食品事業者

- ・ホームページなどを通じて、不特定多数の人に迅速な情報提供ができる。また、食品安全委員会のホームページへのリンクを通じた情報提供もできる。
- ・お客様相談窓口などを通じて、関心をもつ消費者に対して情報提供ができる。
- ・製品に関する情報提供の場を活用することにより、対象者や場面を絞った情報提供ができる。
- ・個別の消費者からの質問と事業者とのやりとりを通じて、情報提供の内容が適切かどうかの評価や判断ができる。

ホ. 医療関係者

- ・医師、看護師、薬剤師、栄養士など、専門家を通じた情報提供が期待できる。
- ・食品と健康・病気の関係についての関心が高く、この分野での正しい知識の普及が期待できる。

(4) 審議の経過に関する透明性の確保を含めた情報提供

透明性が確保されている状態とは、①審議の経過と決定のための判断基準が明示されており、批判的な検討が可能な状態にあること、②決定内容だけでなく、審議過程で出された意見や見解が示されており、結論に至るまでの状況を外部の者が判断できる状態にあること、③探したい情報が探したい時に見ることができる状態であると考えられる。

この考え方に照らすと、食品安全委員会においては、審議の原則公開と議事録の公開、評価ガイドライン等の判断基準の作成と明示、評価結果等に対する意見・情報の募集など、基本的な事項は満たされている。しかしながら、専門調査会における調査審議等の公開範囲の拡大や議事録情報等の探しやすさを求める声もある。

- 改善例； 1) 会議を非公開とするか否かの判断に至った経緯を説明する。
- 2) 非公開で開催される専門調査会については、今後とも、知的財産に抵触しない範囲で資料が十分に公開されるよう努める。
- 3) ホームページにおいて、審議結果、議事録等の探しやすさの向上に努める。例えば、議事録の1枚目に目次と要約を掲載するなどの工夫やホームページの機能向上に合わせた検索機能の向上が考えられる。

(5) 緊急時の対応

緊急時の対応については、食品安全委員会事務局が「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について」を取りまとめており、これらの取組みと併行して、必要に応じ、関係するステークホルダーや地方公共団体等への情報提供を実施していくことが必要である。また、緊急時においては、誤解や混乱を最小限にするために、提供する情報の内容、伝えるタイミング、頻度について、リスク管理機関との整合性、関連性に留意することが重要である。たとえば、平成20年10月に、輸入冷凍インゲンへの農薬の混入が見つかった際の食品安全委員会からの情報提供は、時機を得た対応で消費者等の不安の高まりに的確に対応した事例として評価されている。

実際に問題が発生した場合には、詳細な情報よりも、早くシンプルな情報を提供することが優先されるケースもあることを、情報を提供する側として認識し、行動することが求められる。

平成20年から、緊急時に情報を発信した際には、臨時のメールマガジンでお知らせする取組みを始めているが、リスク管理機関と連携しながらこのようなきめ細かい情報提供の継続が重要と考えられる。

(6) 社会に発信される不適切な情報への対応

「食品安全委員会の改善に向けて」においては、“科学的に誤っていることが明らかな情報や、誤りではないものの内容が不十分なため、受け手に誤解を与えるおそれがある情報については、その社会的影響等を勘案し、必要に応じて、食品安全委員会として、当該情報の訂正を求めたり、関連する科学的な情報を提供するなどの対応を行う”としている。

この場合、表現・報道の自由の尊重という観点から慎重な判断が必要であり、仮にも国が表現や報道の内容に規制的に介入するかのような誤解を生じないように、十分に配慮する必要がある。また、情報の感じ方は受け取る人により千差万別であることから、どのような対応が望ましいかについては、今後も議論の余地がある。

現時点で考えられる対応のケースとしては、以下のようなものが考えられる。

①食品安全委員会が行う食品健康影響評価に関連して有する最新の科学的知見に照らして、報道内容に客観的かつ明らかな事実誤認がある場合、その社会的影響等を勘案して当該情報の訂正を求める。

②報道内容が、あいまいであることにより、安全性に対する誤解を招くことが予想される場合には、報道した組織、人等に正確な情報を提供する。

③地方自治体や団体が主催して行われる市民講座等の内容については、正確な情報提供がされるように、食品安全委員会や自治体の食品安全担当部局が連携やサポートできるような体制作りをめざす。

④他府省が発出する食品に関する情報についても、誤解を招くような内容がある場合には調整を行う。

⑤どこに行けば正しい情報があるということを多くの方に分かって頂くことは重要であり、食品安全委員会の情報提供内容について幅広く知って頂くために食品安全委員会として正確で分かりやすい情報を継続的に発信する。

(7) メディアとの関係構築

一般の方々への食品の安全性に関する情報の提供元として、マスメディアは大きな位置を占めており、情報提供のパートナーとして、国民に幅広く情報が適切に伝わるような情報提供のあり方を模索していく必要がある。食品安全委員会としては、メディア関係者を通して情報が適切に伝わるような工夫を継続することが重要である。

- 改善例；
- 1) 多くの方の関心の高いリスク評価については、適切な時期に懇談会や勉強会を開催するなど、食品の安全性を考える上で、基礎的な事項について理解を深める機会を企画する。この際、できるだけ広範囲の記者(科学関係のみならず、経済、政治、生活関係まで)に参加してもらえるよう工夫することが重要である。
 - 2) 情報提供する側としては、コンパクトでまとまりのある資料や重要ポイントを明確にするなどメディア関係者が分かりやすく、利用しやすいような情報提供に心がける。
 - 3) 一般の方々へのメディアを通じた情報提供は、リスク管理機関や自治体等複数の関係機関からも行われることを念頭に置き、同じリスクや同じ事案に関するものは、強力かつ効果的に情報が伝達されるよう、いずれのルートを経由したものであっても同趣旨の情報が提供されるように心がける。

(8) 丁寧な情報提供が必要な内容

食品の安全性について理解を促進し、コミュニケーションを図っていく上で、ステークホルダーが共通に理解しておくことが望ましい基本的な内容があると考えられる。

特に食品健康影響評価に関する用語については、専門用語が多く、理解する上での障壁になっている。用語集の作成もされているが、その内容もまだ改善の余地はある

と考えられ、情報の受け手の意見も聞きながら、よりわかりやすいものへと検討を続けることも重要である。また、リスク分析を理解する上で基本的な内容については、さまざまな機会を捉えて、以下のようなことについての情報提供を工夫していく必要がある。

- 化学物質の量と作用の関係
- 基準値は一日摂取許容量（ADI）より厳しい数値である意味
- 微量の汚染物質が検出されたことと安全性の関係
- 危害が実際に起きるか否かは摂取する量や体の状態によること
- 科学的な安全性評価とそれに基づく安全管理の違い
- 食品安全委員会の役割と意義
- 食品の安全性が生産や検疫の現場などでどのような仕組みで確保されているか
- リスクと危険との違い
- 予防（prevention）的な対応と用心（precaution）の違い
- 安全と安心のとらえかた（安全と安心は同じか否か）
- 「天然・自然」の食品が必ずしも安全ではないこと
- さまざまな要因も考慮して安全性を判断することの重要性
- 文献調査でリスク評価をする意義
- 安全性の根拠を信頼性の高い情報により確かめる意義など。

（9）情報の双方向性の確保

情報提供をより効果的に、わかりやすく行うためには、（1）～（7）に述べたような情報提供に関する検討はもちろんのこと、情報の受け手の声を聞きながら情報がどの様に受け取られたかどうかの確認と改善の検討をする必要がある。

（10）行政担当者の訓練と養成

地方自治体職員や地域におけるリスクコミュニケーションの担い手などを対象としたリスクコミュニケーター（インタプリターやファシリテーター）養成および、食品安全委員会事務局職員の情報提供能力向上の研修強化も重要である。

4. 今後のフォローアップ

本専門調査会では、当面の取組のアイディアを示すこととしたが、食品安全委員会事務局においては、これを順次実現していくことが望まれる。また、具体化された内容については、本専門調査会に報告し、改善などについて審議するなどにより、随時フォローアップをしていくことが重要と考えられる。

別表

	目的	方法	対象	考えられる活用場面
食品安全モニター	食品安全委員会からの情報発信 食品安全委員会が行った評価、情報発信のモニタリング	メール、書面	ある一定以上の食に関する知識がある人 地域で食に関する活動をしている人	・食品安全委員会の活動や食の安全に関する情報を地域に広げてもらう。(季刊誌、パンフレットの配布、DVDの上映など) ・意見募集のお知らせなどを配信してもらう。
食の安全ダイヤル	一般国民の声の収集	電話、メール、書面	すべての人	・食品の安全性について、対象者の知識、関心のレベルに合わせて個別に情報提供をする
意見募集	特定の事案に関する意見、情報の収集	メール、書面	すべての人	・食品健康影響評価結果について、評価に直接関わっていない外部の専門家をはじめとするステイクホルダーの意見、情報を収集する。 ・食品健康影響評価結果についての理解・関心の程度を把握する。
ホームページ	食品安全委員会からの情報発信と情報交換のきっかけ作り (幅広いニーズへの対応)	インターネット	インターネットを見ることができるすべての人	・タイムリーな情報提供
メールマガジン	食品安全委員会からの情報発信と情報交換のきっかけ作り (新しい情報の提供)	インターネット	インターネットを見ることができる人で登録した人	・即時の情報提供、定期的な情報提供
プレスリリース	食品安全委員会からの情報発信	書面、インターネット(HP掲載)	記者クラブに所属するマスコミ関係者およびそれ以外のマスコミ関係者	・マスコミ関係者に対する即時の情報提供
季刊誌	食品安全委員会からの情報発信(活動のアピール、ビジュアルに表現)	書面、インターネット(HP掲載)	食に関心がある人	・食品安全委員会の活動や食の安全に関する情報を提供 ・食品安全委員会の活動への読者の参画の機会提供
用語集	食品の安全性について理解するための資料	冊子、インターネット(HP掲載)	食に関心がある人(専門家、専門家以外の人)	・食品健康影響評価書を読む際の辞書代わり ・食品の安全性に関する情報を得た場合に、その理解を深めるための一助とする。
DVD	食品の安全性について理解するための資料	DVD、(インターネットでの配信)	地域で食に関する活動をしている人、教育関係者、食に関心がある人、一般消費者(専門家以外の人)	・複数の人が集まる場所での放映 ・食に関する講演会や勉強会などでの放映 ・事業者の研修での放映

食育の現場におけるリスクコミュニケーションの充実に向けた
食品安全委員会の取組方向

平成21年9月

食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会

はじめに

平成17年6月に食育基本法が施行され、平成18年3月には、食育推進基本計画が策定された。その中で、施策の基本的な方針の一項目として、“食品の安全性の確保等における食育の役割”が位置づけられ、食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深め、自らの食を自らの判断で正しく選択していけるよう、リスクコミュニケーションの充実、食品の安全性に関するわかりやすい情報の提供が求められている。

食品安全委員会では、国民一人ひとりが食品の安全性に関する知識と理解を深められるよう、意見交換会等の開催やホームページ、メールマガジン、季刊誌、食の安全ダイヤルを通じた情報提供を実施してきたが、食育基本法制定を契機に食品安全委員会としてどのように食育に貢献していくかについての調査審議が追加された。

これを受けて、リスクコミュニケーション専門調査会では、平成18年11月にとりまとめた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」の中で、「今後検討すべき内容」として、食育を掲げ、教育現場や地域における食品の安全性に関する正しい情報提供を通じた食育への貢献も視野に入れた具体的な取組みの重要性、必要性を議論してきた。

本とりまとめは、これまでのリスクコミュニケーション専門調査会での議論をふまえ、食品安全委員会の食育推進への取組みの方向について提案するものである。

1. 検討の視点 ー食品安全委員会が取り組むべき食育の範囲と目的・目標ー

(1) “食品の安全性に関する科学的な視点”を養う食育

わたしたちが営んでいる食生活における判断や行動は、伝統、習慣、経験によるところが大きい。これらのうち、食品の安全性にかかわる部分については、その科学的根拠を認識するしないにかかわらず、経験的にあるいは習慣として継承されてきた。また、食育への取組みは、生産者、事業者、学校、地域などさまざまな場面で行われており、食品の安全性に関する情報、科学的な見方や考え方は、これらの取組みの基盤の一つでもある。

食品安全委員会は、科学的視点で安全性について評価するとともに、食に関する科学的・客観的な考え方を広く伝えることも求められていることから、日常の食生活にかかわる食品の安全性について科学的な視点を養うことを目的として食育に取り組むことが重要である。

(2) 食品の安全性と食生活、消費行動との関連を踏まえた食育

食品安全委員会は、リスク分析の枠組みにおいて、リスク評価を担う機関であるが、食品安全委員会が取り組む食育においては、科学的知見に基づいて行われるリスク評価の必要性や重要性が食生活とのかかわりにおいて認識されるよう、リスク評価の範囲にとどまらず、リスク管理（生産現場での食品衛生や行政による監視・規制など）や安全性にかかわる食品表示に関する情報など、健康、食生活、消費行動と食品の安全性との関連として

認識できるように内容を伝えることが重要である。

2. 食育の現場におけるリスクコミュニケーションをめぐる現状と課題

(1) 食に関する情報

私たちが健やかな食生活を送るためには、食料の供給、加工、製造、輸送、保管、調理、食事などの各段階において適切な管理と取扱いが行われることが必須であると考えられ、そのための情報の普及や環境の整備も必要である。しかしながら、現在は、食に関する数多くの情報が入手はできるものの、必要な情報を選択したり、得られた情報を適切に読み解いたりすることが難しい状況にあると考えられる。その背景として、適切な情報提供がなされていないことも関係している。他方では厳しい経済状況や家族構成の変化や家庭内での個人の生活時間のずれなどにより、家族が共に食事をとる機会が少なくなり、日常生活の中で、食を通じた情報交換をすることが少なくなっていることが考えられる。このように、食育を考える場合には、私たちの生活との関係をも視野に入れる必要がある。

また、近年、食に関する事件や事故が度重なり発生しており、これらの話題は人々の食品に対する不安を招く一因となっている。特に、意図的に毒物を投入と思われる事例や、表示の偽装など、特異的な問題と食品の安全性確保のための日常の管理に関する問題とが、混同される状況も見られる。

鶏インフルエンザをはじめとする人獣共通感染症の発生では、現状では食肉を食べることによる健康被害の発生可能性はほとんど考えられないとの見解が得られているにもかかわらず、発生地近隣における地域で生産される食肉が忌避されるなどの風評被害が発生した。

また、中国産冷凍ギョウザへの意図的な毒物の混入が疑われた事件では、通常残留農薬基準違反と安全なギョウザに高濃度の農薬を混入させた犯罪との違いが峻別されず、冷凍餃子や中国産の食品自体が危険であるかのように誤解され、店頭撤去、買い控え、また、“中国産ではない”と強調する商品が販売されるなど、市場における混乱がみられた。同時に、回収した商品から検出された農薬の量と健康影響の関係への説明がないままに検出量の情報が出され新聞やテレビで取り上げられたため、人々にはごく微量の検出であっても、あたかも健康被害があるかのように印象付けられた。

また、“体に良い”“ダイエットに効き目がある”といった情報も人々の関心を集めている。効き目があるとして番組で紹介された食品（納豆、寒天、バナナなどは記憶に新しい）の品切れ状態が続くということも見られる。一方で、白インゲンマメの摂取によるダイエット効果を謳うテレビ番組において、情報提供された白インゲンマメの調理方法が適切でなかったために、嘔吐や下痢などの健康被害が発生したという事例もある。

ある1つの情報により、人々の行動が大きく影響を受けるという社会現象の背景には、食品のある一部分の特徴やメリット、限られた条件下における効果に関する情報のみを提供し、デメリットや効果の根拠やデータのバラツキについては言及しないという情報提供

のあり方に関する問題と、その情報を簡単に信じてしまい、情報の根拠を自ら確認しないという情報を受け取る側の姿勢の問題があるのではないか。つまり、健全な食生活を送るためには、栄養バランス、適切な調理のあり方など基本的な情報を得て、適切に判断し、行動することが重要で、そのためには、科学的な知識が基盤の1つとなると考えられるが、前述のように、このことが十分に認識されていない状況にあると考えられる。

このため、食品の安全性に関する正しい情報、そして、個人の生活の中で正しい食生活のあり方が認識できるような食育が必要である。

(2) 学校教育における食育

現在、食育の取組みとして一般的には、地産地消や栄養バランス、伝統食、マナーなどに関することが取り上げられている。食品の安全性は、これらの前提として、あるいは同時に実現することが求められており、そのための消費者や事業者の知識の醸成も必要といえる。

消費者の意識調査結果からは、食に関するリスク認知に影響する情報として、家庭科の授業など学校における教育が挙げられている。ところが、中学・高校の家庭科の副読本の中には、食品の安全性の評価の考え方やしくみ、基準の設定についてとりあげられているものは少ない。他方、食品添加物の複合摂取、継続摂取に対して懸念を示すものや、農薬や遺伝子組換え食品の安全性に対する不安を強調し、これらは“できるだけ摂取しない”よう示唆する記述が見られる。このような状況の中でたとえば、学校の菜園で育てたジャガイモの取り扱いが適切でない（未成熟なためにソラニンが多く蓄積している皮や芽の除去ができていない）ことによる食中毒が複数発生しているなど、リスクに関する情報の偏りや理解の不十分さによる弊害が懸念される。

教育現場における食育に重要な役割をもつ管理栄養士や教諭からでさえ、「食育としてどのような内容を取りあげたらよいのか」といった戸惑いの声も聞かれることもある。

今後は、教育現場で使用される教材にも、科学的な視点にたった情報が取り入れられるよう、文部科学省を含め各省庁が参画する食育推進関係の諸会議を通じた食品の安全性に関する情報提供の取組みの連携や、地方自治体の食品安全担当部署を通じて教育委員会とも連携を図りながら食品安全委員会として教育現場の先生方や、教材の作成に携わる人々にも情報提供をしていくことが必要である。

3. 食品安全委員会の今後の取組方向

—食品の安全性について科学的なものの見方を養うための食育をめざして—

食品安全委員会はリスク評価を担う機関として、食品のリスク評価結果に関するリスクコミュニケーションを中心に行ってきた。そして、食育はリスクに関することのみならず、食品の特性、食べ方（栄養バランス、食習慣）など、私たちの食生活全般にかかわることである。同時に、食品の安全性の確保は、健全な食生活を送る上での前提であり、基礎と

なる。このことが消費者に理解され、科学的な視点でこれら食生活全般についての理解と実践につながるように、食育を推進していくことに食品安全委員会として役割が求められている。

このため食育の推進にあたっては、リスク分析とは何かといった概念論からではなく、実生活における問題意識や体験、食品の生産現場における衛生管理の実態を糸口とすることにより、人々が食品の安全性について自らが気づき、実感できるような取組みが求められる。

(1) 日常の食生活と科学のかかわりを示す (情報の伝え方)

①科学的な知識・情報の普及

食中毒予防のための知恵や経験に科学的な根拠があることや、期限表示のみに頼らず自らの五感で判断することも重要であること、そのために必要な知識、たとえば食品の性質、食品添加物などの関連情報、さらに食品を汚染する微生物の種類や性質に関する情報を提供することが必要である。

また、生産や製造、流通の現場における品質管理や食品衛生に関する取組みと食品の安全性の関係やリスク評価結果に基づくリスク管理の現場としての実態など、リスク評価がどのように反映され、我々の食生活に関係しているのかという切り口で情報を伝えることが重要である。

取組み対象とする事例：

- 1) “100%安全はない” “リスクがゼロということはない” ことを日常の食生活と関連付けて説明する。特に、食品に関するリスク（食中毒、栄養バランスの欠如など）の全容を把握し、何をどう食べたら良いかを考えられるように伝える。たとえば、「塩は摂りすぎても、足りなくても体に良くない」「食肉製品に発色剤として含まれる亜硝酸に対して多くの人が懸念しているが、実際の食生活においては、野菜からの摂取がはるかに大きいこと。しかし、調理方法により、亜硝酸の摂取を少なくする工夫がされている。」などが考えられる。
- 2) リスク管理として、適切に使用や監視が行われる限り、国内産、国外産を問わず人の健康への影響はほとんどないレベルで安全性が確保されていること。同時に、適切に管理されないものは、国内産であっても国外産であってもリスクが高まることを認識できるように情報提供する。
- 3) 個々の製品への故意の有毒物質の混入と、農薬散布時の誤使用やドリフト（田畑が隣りあうことから周辺の作物へわずかの量が意図せず飛散してしまうこと）によるきわめて微量の農薬残留基準違反などとは、健康への影響の重大さや未然防止対策が大きく異なることをわかりやすく説明する。

②食品および食品に使われたり含まれたりする物質のみならず、これらを摂取する我々の体にも言及した情報提供を

これまで、化学物質や食中毒原因微生物について、有害性の程度に主眼をおいた情報提供がされてきたが、私たちの体がそれらにどのような防御反応し、適応しているのかという視点での情報提供をすることも必要である。

たとえば、“食品添加物や農薬は安全性が評価されて決められる一日摂取許容量（ADI）を越えなければ摂取しても一般的には健康への影響はないこと”、“必須でない微量成分や汚染物質も少量、すなわち、有害性が見られる量以下とされる耐容一日摂取量（TDI）を越えなければ一般的に健康に影響がないこと”などをわかりやすく示すことは食品安全委員会の重要な役割である。同時にこれら物質を摂取する私たちの体内における代謝のしくみにも着目したい。食べたものは吸収されると肝臓に運ばれる。肝臓は有害物質の解毒作用を持つ。肝臓の解毒効果を超えない程度、すなわち誤飲・誤用などによる有害物の大量摂取でない限り、肝臓が処理してくれる。腎臓、毛髪、爪、汗、呼気、糞便が排泄機能をもつことでリスクに対処していることや、私たちが“健康な体をつくっておく”ことが重要であるということを伝えることも重要である。このことは、栄養バランスの重要性を啓発する際のポイントでもある。

（2）リテラシー（情報を読み解き、使いこなす力）教育の必要性

人間も動物も「危険」という情報を無視したり、「あそこに食べられる果物がある」といった利益情報を無視したりすれば死ぬかもしれない。だから、これらの情報には敏感に反応するという本能があるとされている。“体に悪い”情報や“体に良い”という情報に対して、敏感に反応するということは、いわば自然の行動であるとも言える。しかし、「悪い」という点を必要以上に心配して食べるのをひかえたり「良い」という面だけに期待し、食べるときに気をつけなければならないことを見逃してしまったりすることによって、健康被害の発生や、健全な食生活が送れなくなっているケースもあることを知らせることも必要である。むしろ、本能に基づく行動を、冷静に客観的に見直すことができるようにすることも、食育の役割として重要である。

そのためには、人々の注目を集めている「危険」情報や「利益」情報について、食品の安全性、健康への影響という視点から、食品安全委員会から分かりやすく適切な説明を出すことも一方法として考えられる。また、食品に関する情報リテラシーを身につけられるように、学校教育と連携することも必要である。特に、昨今では生活様式の変化やダイエット指向などにより、栄養バランスやカロリー摂取量に対する配慮が重要視されている。これらに関する情報はもとより、安全性との関係も丁寧に伝えることが重要である。

こうしたリテラシー教育の検討・普及に当たっては、メディア関係者や食品関連事業者と連携して進めることが重要である。

(3) 食品の安全性について注目すべきタイミングとターゲットをのがさない

食品に関する事故や事件が発生すると人々は不安になり、リスクを過大に認識したり、一方で過小に認識したりしがちである。新型インフルエンザ発生の際に委員長談話が発信されたように、人々の不安や関心が高い問題、不安や関心が高くはないが健康への影響の点から重要なことについては、食品のリスク評価には直接に関連することではなくても、“食品の安全性、健康への影響という視点で見た場合に何が言えるのか”について、時機をのがさないように、食品安全委員会としてのコメントを発信していくことも必要である。さらに、食事を提供する人が自信をもって業務ができるように、関連の情報を活用できる人々、一般消費者と食を介して接している人々に情報が行き渡るよう情報提供手段を検討することも必要である。特に、学校の栄養士、地域活動のリーダーとなる人々など指導的な立場にある人々に対して適時に情報提供ができるようなシステム作りは優先的に取り組む課題といえる。

取組対象とする事例：

1) 妊婦を対象とする取組み（食への関心が高い人々の例として）

妊婦対象に保健所が開催する母親学級における情報提供。食品の安全性に対する不安や関心が特に高い人々として、妊婦が挙げられる。妊娠中に気をつけるべき食品衛生や栄養バランスと食品の安全性を関連付けた情報提供をする。

2) 教育現場における取組み

- ・教材・教具の提供。子どもの食への関心を高める教材の開発が望まれている。（食品カード等生徒自身が操作できるものや、教室に掲示できる視覚に訴える物が有効。）ここに、食品の安全性も盛り込む。
- ・給食指導の充実。教育現場においては、給食指導は食育指導の実践の場であるとの共通認識があり、マナー・文化や伝統継承も含み毎日の献立から食品や栄養についての学びの積み上げを目標としているが、食品の安全性に触れることは殆どない。給食便り（学校便りでも）などに掲載できる、給食の役割としての安全性についての情報提供。学校での取組みを家庭（保護者）でも実践してもらおう。
- ・食育指導をしている教諭（養護・家庭科・他専科も含む）や栄養士への情報提供。研修会などで使用できる、食の安全性についての教諭向けの資料の作成と配付。各地域での、小規模で行う食品安全委員会からの教諭向けの説明会。

3) 地域での取組み

地域で開催されるイベントなどへの情報提供。地域では農家・教諭・栄養士・調理師・市民団体・学生・行政などが行うイベントにおいて、メディアリテラシー（メディアで提供される情報を読み解く力）や安全性に関する信頼できる情報の入手方法などについて認識して貰い、それを更に広めて貰えるよう、情報提供をしたり、

協働でイベントを開催したりする。

4) 消費者への取組み

「食品の安全性とは何か」を分かりやすく説明する。科学的な考え方とはどのような事を指すのか、どこをおさえて判断するべきかを、具体的に（量と作用の関係、基準値、安全性と賞味・消費期限、体の仕組みなど）かつ目に付く方法（TV・新聞・インターネット・消費生活センターでの説明など）で、繰り返し示す。関心の高い健康と食品安全を調和させて説明する。

(4) 科学的情報に対する検証を行う

これまで述べてきたように、食育として情報提供や啓発資料などの作成を行う場合に、科学的な検証とあわせて、一般消費者や教える立場の人々にとって実感しやすい、実生活との関連がよくわかる内容になっているかという視点での検証も必要である。消費者、科学者、食品関連事業者、教育関係者など、多面的な人々による“食育としての”検証作業の場も必要と考えられる。

リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項
(平成 18 年 12 月 14 日食品安全委員会決定)

食品安全委員会専門調査会運営規程第 3 条第 2 項において、「リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する」こととされている。

この規程に基づき、リスクコミュニケーション専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

○ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」において、今後検討すべき内容として以下の諸課題が掲げられたことも踏まえ、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開について議論し、意見を取りまとめる。

- ・ リスクコミュニケーションの検証
- ・ 審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方
- ・ 地方自治体との協力
- ・ 諸外国との連携
- ・ 食育